



クリーンなエネルギーを利用して「脱炭素社会の実現」にチャレンジする

地域脱炭素化促進事業を始めます。

四国初

2050年カーボンニュートラルを達成するためには、地域資源である再生可能エネルギー（再エネ）の活用が必要です。市は、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進する「地域脱炭素化促進事業制度」を四国内の市町村でいち早く導入し、環境・経済・地域が好循環する脱炭素社会の実現をめざします。

地域脱炭素化促進事業制度とは

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ事業を推進する制度です。

「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」に基づき、市が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を『阿南市地球温暖化対策実行計画』（区域施策編）で定め、適合する事業計画を認定する仕組みです。

再エネ事業への優遇措置

市が定めた促進区域内で実施する

■地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実行すべき取組に関する事項

①地域の環境の保全のための取組
この事項の内容は、項目が多いため、掲載を省略しています。下記の二次元コードを読み取り、区域施策編の60ページをご覧ください。

②地域の経済および社会の持続的発展に資する取組
・地域課題の解決につながること
・地域の防災対策の推進に資すること

再エネ事業には、次の優遇措置が設けられています。詳しくは、左記の二次元コードを読み取り、環境省のリーフレットをご覧ください。

- ① 補助事業で優先採択・加点対象
- ② ふるさと融資限度額の引上げ等
- ③ FIT・FIP制度における入札保証金の免除
- ④ 地域未来投資促進法に基づく、事業計画申請時等の手続の簡素化

地域脱炭素化促進事業を実施する事業者のメリット

■ワンストップ化の特例
本来、事業者が行うべき法令等に関する許可申請手続をワンストップ化して、市が代わりに行うことにより、事業者の事務負担の軽減が図られます。

・地域経済の活性化に貢献すること
・広く市民が参加して実現されること

地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る手続

地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者の方は、事業計画案を作成し、阿南市地球温暖化対策推進協議会における協議を経て、市に事業計画の認定申請を行うことができます。

事業の促進に関する事項

■環境影響評価法に係る特例
環境影響評価法に基づく配慮書手続が適用されないことによる迅速化・省力化が図られます。

■事業の予見可能性の向上
事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性が高まります。

市は、事業者からの申請を受け、認定に係る要件を確認し、該当すると認めるときは、その認定を行います。手続の流れは、次のとおりです。

- 1 事業者による事業計画の立案
- 2 協議会における協議（事前合意）
- 3 事業計画の認定申請（市に提出）
- 4 認定に係る要件の確認
- 5 事業認定・事業実施

■地域脱炭素化促進事業の目標
〈市内の再エネ導入量〉
目標：令和12年度 9万2407kw

■地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
○市が所有する公共施設の屋根
○市が所有する土地

■促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類および規模
種類：太陽光発電
規模：個別の事業ごとに2万kw未満
■地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること

事業実施事業者の募集

市では、別表の候補施設において、地域脱炭素化促進事業（太陽光発電事業）を実施する事業者を募集しています。申請方法および候補施設に関する情報は、市ホームページに掲載しているほか、上記の二次元コードを読み取り、確認することができます。ご不明な点は、環境保全課までお問い合わせください。

また、これらの候補施設以外の場所でも、事業者からの提案により、地域脱炭素化促進事業を実施することも可能とありますが、その場合は、手続が異なりますので、事前にご相談ください。
なお、農林地および漁港等の区域は、本事業の対象としていません。農林地等で事業の実施を検討されている事業者の方は、農林水産課までお問い合わせください。

問い合わせ

- 手続関係⇨環境保全課
☎22-3413
- 促進区域⇨ゼロカーボン推進室
☎22-3795
- 農林地等⇨農林水産課
☎22-1598

別表 地域脱炭素化促進事業の候補施設（令和5年7月1日現在）

区分	施設名等	種別	設置可能（参考）	
			面積（㎡）	容量（kw） （目安：1kw=8㎡）
1				
2	文化会館	大ホール・楽屋等以外	1,331.03	166.38
3		楽屋等	129.51	16.19
4	情報文化センター	大ホール以外	567.65	70.96
5	しんきんサンアリーナ	体育館	3,373.90	421.74
6	春日野体育館	体育館	761.80	95.23
7	羽ノ浦スポーツセンター	体育館	2,900.00	362.50
8	那賀川スポーツセンター	体育館	2,306.00	288.25
9	阿南中学校	屋内運動場	453.00	56.63
10		剣道場	111.00	13.88
11	阿南第一中学校	普通教室棟	143.00	17.88
12		特別教室棟	50.00	6.25
13	阿南第二中学校	普通教室棟	181.00	22.63
14	加茂谷中学校	屋内運動場	328.00	41.00
15	那賀川中学校	屋内運動場	340.00	42.50
16		武道場	169.00	21.13
17	中野島小学校	普通教室棟1	117.00	14.63
18		普通教室棟2	32.00	4.00
19	横見小学校	屋内運動場	187.00	23.38
20		北校舎棟	178.00	22.25
21	富岡小学校	南校舎棟	220.00	27.50
22		屋内運動場	527.00	65.88
23	宝田小学校	特別教室棟	122.00	15.25
24	長生小学校	教室棟	228.00	28.50
25		管理・教室棟	177.00	22.13
26	見能林小学校	特別教室棟	153.00	19.13
27		屋内運動場	224.00	28.00
28	大野小学校	特別教室棟	104.00	13.00
29	桑野小学校	管理・教室棟	178.00	22.25
30		屋内運動場	199.00	24.88
31	吉井小学校	普通教室棟	234.00	29.25
32	今津小学校	屋内運動場	152.00	19.00
33	岩脇こどもセンター	園舎	707.00	88.38
34	第一駐車場車庫	車庫	54.00	6.75
35	消防署西出張所	出張所	348.71	43.59
36		資機材庫	43.58	5.45
37	葬斎場		1,607.00	200.88
38	商工業振興センター		580.30	72.50
39	第一学校給食センター		1,238.00	154.75
40	中央学校給食センター		1,100.00	137.50
41	第一駐車場	駐車場	2,040.00	255.00
42	文化会館	駐車場	3,806.15	475.77
43	情報文化センター	駐車場	4,874.18	609.27
44	阿波公方・民俗資料館	駐車場	274.00	34.25
45	阿南中学校	駐車場	1,115.00	139.38
46	長生小学校	駐車場	110.00	13.75
47	葬斎場	駐車場	600.00	75.00
48		新野町東馬場 81-2 外	1,964.28	245.50
49		新野町生谷 96	1,897.00	234.90
50		向原町天羽路 65-13	894.67	111.80
51		福井町土井ヶ崎 15-3	784.00	98.00
52		福井町湊 162-16	262.51	6.40
53		横見町高川原 99-11	136.12	17.00
54		長生町西方 592-219	115.13	14.40
55		上中町南島 758-3	84.49	10.60



国のホームページ 区域施策編 資料編 実施要領 促進区域

